



福岡医発第704号(地)
令和元年6月7日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

労働保険における電子申請の利用促進について

今般、標記の件について、別添のとおり福岡労働局より本会に対して協力依頼がありました。

本件は、政府の「新たなオンライン利用に関する計画」において、労働保険の電子申請手続が重点手続と位置付けられていることから、厚生労働省では、電子申請の利用促進に取り組んでおり、本会会員に対しても労働保険年度更新等の手続きについて、電子申請の利用促進を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただき、貴会会員へご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件に関する問い合わせは、福岡労働局総務部労働保険徴収課適用係(Tel092-434-9833)までお願いいたします。また、電子申請の利用につきましては、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)でもご覧いただけます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

令和 元 年 5 月 2 2 日

(公社) 福岡県医師会 御中

福岡労働局総務部
労働保険徴収課長

労働保険における電子申請の利用促進について(協力依頼)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働保険の電子申請につきましては、政府の「新たなオンライン利用に関する計画」において、重点手続きに位置付けられており、事業主の利便性の向上が図られることから、その利用促進に取り組んでいるところであります。

つきましては、貴会所属会員による労働保険年度更新等の手続きについて、電子申請の利用促進が図られるよう、添付のリーフレットをご活用の上、その周知と勧奨にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働保険の電子申請に関するお問い合わせは、福岡労働局総務部労働保険徴収課適用係（電話０９２－４３４－９８３３）までお寄せ下さい。

また、電子申請の利用につきましては、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」(<http://www.e-gov.go.jp/>)でもご覧いただけます。

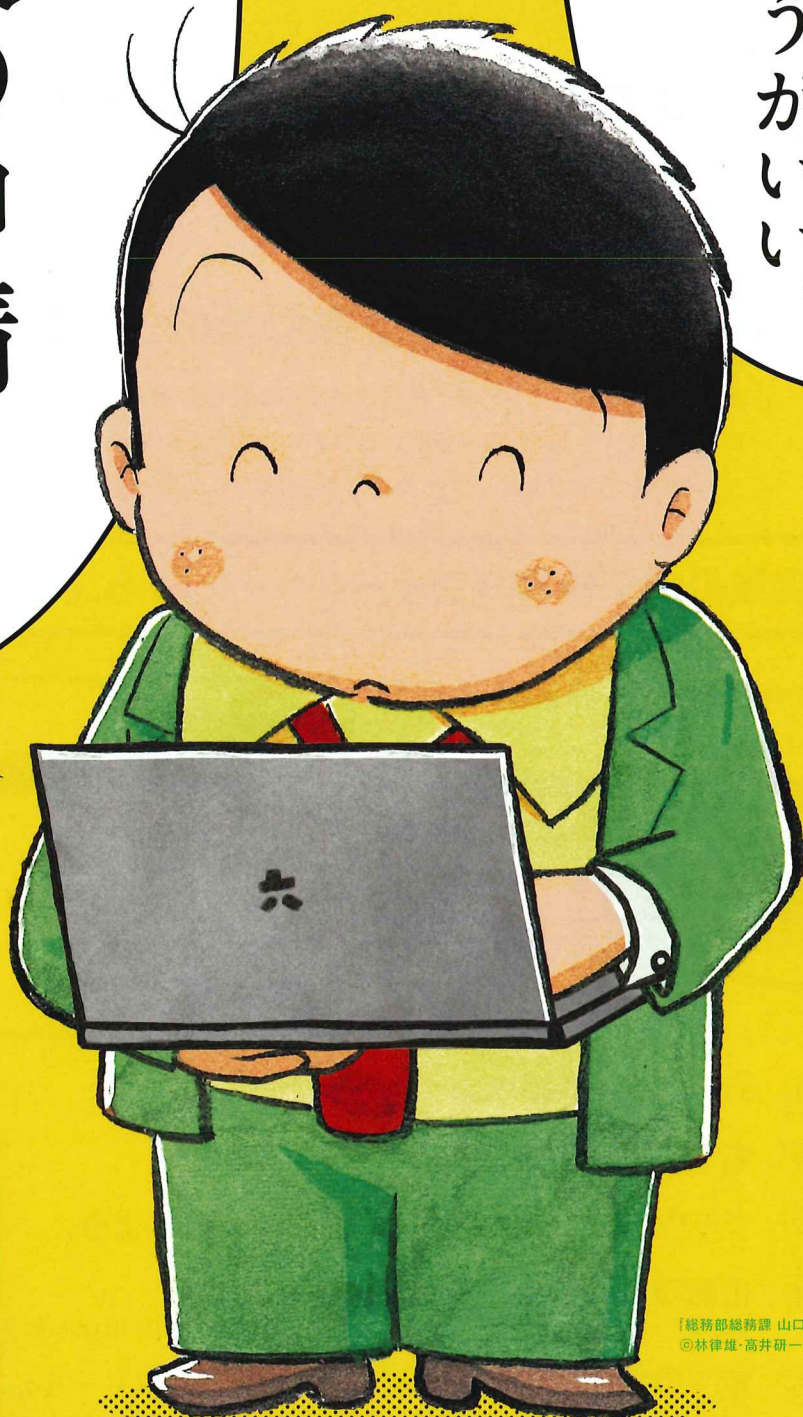
各医師会通知



ラクにできることは、
ラクにやったほうがいい。

労働保険の申請？

オンラインなら、
ポチッと簡単ですよ。



いつでもどこでも、
スピーディに。

労働保険
の
電子申請

「総務部総務課 山口六平太」
©林律雄・高井研一郎/小学館

詳しくは [労働保険の電子申請](#) [検索](#)
さらに労働保険の納付は、口座振替納付が便利です。

総務部総務課 山口六平太が、 オススメする

「労働保険の電子申請」。



オススメ

1

正確・スピーディに申請できるのです。

大量の申請書類への記入も、電子申請ならスピーディ。前年度の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

オススメ

2

いつでもどこでも手続きが可能です。

労働局や労働基準監督署の窓口に向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいらして申請や届出ができます。しかも、24時間365日、いつでも手続きが可能です。

オススメ

3

ムダな時間や移動費などのコストも削減できるのです。

申請・届出用紙の入手は不要。内容によっては複数の手続きをまとめて申請できます。また、書類申請のために必要な移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。さらにマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。(ICカードリーダーは別途必要です。)

「労働保険の電子申請特別ホームページ」から、e-Govにアクセスしよう。

さあ、電子申請の事前準備をはじめよう。



チェック 1

パソコンの動作環境を確認しよう。

チェック 2

電子証明書を取得しよう。

チェック 3

ブラウザのポップアップブロックを解除しよう。

チェック 4

信頼済みのサイトに登録しよう。

<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>

チェック 5

電子申請アプリケーション(無料)をインストールしよう。

<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>

●市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらにメリットがあります。

- ・労働者の情報をソフト内に入力し保存できます。
- ・当該データを基にワンクリックで様式が自動作成され、あとはそれを送信するだけです。ぜひ、ご利用をご検討ください。



労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!!

電子政府の総合窓口
「e-Gov（イーガブ）」
にアクセス!

これまでの書面手続に比べて、
電子申請は簡単・便利!

自宅やオフィス、社労士事務所から、
インターネットを経由して、24時間
いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続可能!

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請!

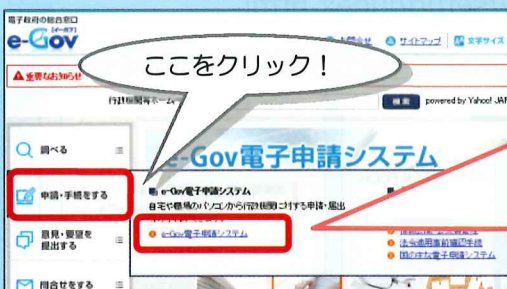
大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と
修正だけ! 入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスを防げます。

ムダな時間やコストも削減!

申請・届出用紙の入手は不要! 申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
マイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
(ICカードリーダライタは別途必要です。)

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス!
<http://www.e-gov.go.jp>

*電子申請の総合窓口サイト「e-Gov（イーガブ）」
電子申請についての利用案内が掲載されています。



電子申請の事前準備をはじめましょう!



ここから準備スタート! (裏面へ)

下の6つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 パソコンとブラウザソフトを確認します

パソコンとブラウザソフトが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。



推奨されるパソコン環境→「e-Gov電子申請システム動作確認環境」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/recommended.html>

チェック 2 Javaを確認します

ご使用のパソコンに、電子申請に必要な最新版のJavaがインストールされているか確認します。



Javaが最新版でない場合→「Javaを準備する」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup02/index.html>

チェック 3 電子証明書を取得します

電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。

ICカード形式



- ・公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
- ・民間の認証局からの取得も可能です。

ファイル形式



法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。



電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。

http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

チェック 4 ブラウザのポップアップブロックを解除します

ブラウザソフトにポップアップブロックが設定されていたら、解除します。



「ポップアップブロックを解除する」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/popup.html>

チェック 5 「信頼済みのサイト」に登録します

電子申請でアクセスするサイトを、「信頼済みのサイト」に登録します。



「信頼済みサイトへの登録」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>

チェック 6 電子申請用プログラムをインストールします

専用の電子申請用プログラム（無料）をインストールします。



「電子申請用プログラムのインストール方法について」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>



上記、6つのチェックは、e-Govウェブサイト上で行えます。
「e-Gov電子申請システムの利用準備をする」ページにアクセスしてください。

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup/index.html>

『事前準備ガイドBOOK』などの
各種マニュアルもご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

出典：e-Govウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)

OracleとJavaは、Oracle Corporation およびその子会社、関連会社の米国およびその他の国における登録商標です。文中の社名、商品名等は各社の商標または登録商標である場合があります。

